



2023年6月30日

各 位

会 社 名 A N Y C O L O R 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 田 角 陸  
(コード番号：5032 東証プライム)  
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 経 営 管 理 部 長 釣 井 慎 也  
TEL. 03-4335-4850

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年6月30日開催の取締役会において、下記のとおり、2023年7月28日開催予定の第6回定時株主総会に「定款一部変更の件」として付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2023年6月30日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023年7月28日開催予定の当社第6回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会の決議に加え取締役会の決議により行うことができる旨を定款第37条として新設し、この規定の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)及び同第43条(中間配当)を削除するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2023年7月28日（金）（予定）

定款変更の効力発生日

2023年7月28日（金）（予定）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条(条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1.取締役会 2.監査役 3.監査役会 4.会計監査人</p> <p>第5条～第6条(条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第17条(条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において、選任する。</p>	<p>第1条～第3条(現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1.取締役会 2.監査等委員会 (削除) 3.会計監査人</p> <p>第5条～第6条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第16条(現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、選任する。</u></p>

<p>2～3（条文省略）</p> <p>（取締役の任期） 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（代表取締役及び役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要</p>	<p>2～3（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期） 第19条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（代表取締役及び役付取締役） 第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知） 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。但し、緊急の必要があるときは、こ</p>
---	--

<p>があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第25条～第26条(条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第28条(条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出</u></p>	<p>の期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条(現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第26条(現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>第28条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第31条</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第32条</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第33条</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第34条</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第35条</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第36条</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(監査役の責任免除及び責任限定)</u></p> <p><u>第37条</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第29条</u></p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第31条</u></p> <p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程</u></p>

<p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条(条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>40</u>条  会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>41</u>条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>42</u>条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>43</u>条  <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第<u>44</u>条～第<u>45</u>条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>による。</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>34</u>条(現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>35</u>条  会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>36</u>条(現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第<u>37</u>条  <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>38</u>条(現行どおり)</p> <p><u>2</u> 当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p><u>3</u> 前<u>2</u>項のほか、<u>当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>40</u>条(現行どおり)</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第<u>41</u>条  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第6回定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠っ</u></p>
--	---



	<p>たことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
--	---